

参考資料 3

建設中の金利の取扱い

(1) 会計基準の比較

日本基準	国際会計基準	米国会計基準	比較
<p>(1) 資産化 (自家建設)</p> <p>固定資産を自家建設した場合には、適正な原価計算基準に従って製造原価を計算し、これに基づいて取得原価を計算する。<u>建設に要する借入資本の利子で稼動前の期間に属するものは、これを取得価額に算入することができる。</u>(企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書(昭和35年6月22日大蔵省企業会計審議会中間報告)第三、第一、四、2)。</p> <p>(参考) 「鉄道事業会計規則」 <u>(建設に充当した借入資金の利息)</u> 第10条 運輸開始前、鉄道事業の用に供するため建設工事により取得した固定資産については、<u>当該資産の建設に充当した借入資金の利息で当該資産の使用開始前に生じたものは、当該資産の建設原価に算入することができる。</u></p> <p>2 運輸開始後、鉄道事業の用に供するために次に掲げる建設工事により取得した固定</p>	<p>(1) 資産化 (適格資産)</p> <p>適格資産とは、意図した使用または販売が可能になるまでに相当の期間を必要とする資産をいう(IAS23, para.4)。</p> <p>(標準処理)</p> <p>借入費用は、その発生した期間に費用として認識されなければならない。</p> <p>標準処理では、借入金の用途に關係なく、借入費用はその発生期間に費用として認識される(IAS23, para.7)。</p> <p>(認められる代替処理)</p> <p><u>適格資産の取得、建設、または製造を直接の発生原因とする借入費用は、当該資産の原価の一部として資産化されなければならぬ</u>(IAS23, para.11)。</p> <p>認められる代替処理では、適格資産の取得、建設または製造を直接の発生原因とする借入費用は、当該資産の原価に含められる。借入費用が将来、企業に経済的便益をもたらすことが確実であり、かつ、原価を信頼性を持って測定可能である時に、そのような借入</p>	<p>(1) 資産化 <u>適格資産に係る利息は、資産化される。</u>(SFAS34, para.9)。</p> <p>・ · · · ·</p> <p>理論的には、予定した使用に至るまでに一定期間を要する、すべての資産について利息費用を資産に含めることが可能である(SFAS34, para.8)。しかし、「企業の資源と利益に関して、利息の資産化をもたらす影響の重要性が、その便益を評価する際の最も重要な事項であり、それは情報がもたらす便益と実行するための費用のバランスが好ましい場合にのみ要求される。したがって、各原価が個別的に累積される個別計画によって建設または生産される場合で、かつ資産の建設にかなりの時間を要し、相当の支出を負担し、それゆえかなりの利息費用が含まれる場合が適當だ」としている(SFAS34, para.46)。</p>	<p>日本基準では、自家建設の固定資産等について支払利子の資産化が容認されている。鉄道事業会計規則および電気事業会計規則においても同様である。</p> <p>電気事業会計規則においては平成10年度までは支払利子の資産化が強制されていたが、11年度以降は任意規定となっている。<u>資産化が強制されていた理由は、料金統制上、時点を異にする需要者間の負担及び投資者間の利益を公平ならしめるためであった。</u></p> <p>法人税の取扱いについては、原則は原価算入であるが、費用処理も認められている。</p> <p>国際会計基準においては、標準処理を採用した場合には費用処理、認められる代替処理を採用した場合は、適格資産に係る借入費用を資産化することになっている。</p> <p>米国基準では、適格資産についての利息費用は資産化が強制されている。</p>

参考資料 3

<p>資産については、<u>当該資産の建設に充当した借入資金の利息で当該資産の使用開始前に生じたものは、当該資産の建設原価に算入することができる。</u></p> <p>一 変電所、車庫、工場又は停車場の新設工事 二 條線（三線以上を含む。）工事 三 電化又は昇圧の工事 四 軌間拡張又は線路移設の工事 五 地表線を高架線又は地下線に変更する工事 六 前各号の工事に準ずる大規模な工事 「電気事業会計規則」 (建設のための資金の利子) <u>第八条 電気事業固定資産の建設のために充当した資金の利子で当該資産の使用開始前に属するものは、その金額を当該資産の建設価額に算入することができる。</u> 「法人税法取扱基本通達」 (7-3-1 の 2) 固定資産を取得するために借り入れた借入金の利子の額は、たとえ当該固定資産の使用開始前の期間に係るものであっても、これを当該固定資産の取得価額に算入しないことができるものとする。</p>	<p>費用は資産の原価の一部として資産化される。その他の借入費用は、それが、発生した期間に費用として認識される。（IAS23, para.12）</p> <p>認められる代替処理を選択した場合、企業の全ての適格資産の生産、製造、購入に直接かかる借入費用について適用があり、特定の適格資産についてのみ適用することはできない。（SIC2, paras.2,3）</p>		
--	--	--	--

参考資料 3

<p>(2) 資産化適格費用</p> <p><u>所要資金が特別の借入金で調達されること。</u></p> <p>(参考)</p> <p>大型の開発資金は、通常いわゆる紐付融資による場合が多いのであるが、実際には紐付の客観的な事実を把握することはむずかしいので、少なくとも実質的にその資金が開発事業に投入されていることが明らかで、開発工事の支出金とその支払利子が、相当の因果関係にあると判断されるものでなければならぬ。(「不動産開発事業を行う場合の支払利子の監査上の取扱いについて」(日本公認会計士協会 昭和 49 年 8 月 20 日))</p>	<p>(2) 資産化適格費用</p> <p>適格資産の取得、建設または製造を直接の発生原因とする借入費用とは、適格資産にかかる支出が行われなかつたならば避けられた借入費用である。特定の適格資産を取得する目的で、企業が特別に資金を借り入れた時、当該適格資産に直接かかる借入費用は、即座に識別可能となる(ISA23, para.13)。</p>	<p>(2) 資産化適格費用</p> <p>適格資産について資産化される利息費用額は、もし当該資産に対する支出がなされなかつたならば、理論的に(例えば、追加借入金を避けることによって、あるいは当該資産に支出した資金を既存の借入金の返済に使用することによって)避けられたであろう当該資産の取得期間に発生した利息費用部分であるとされている(SFAS34, para.12)。</p>	<p>資産化適格借入費用については、国際会計基準、米国基準に差異はない。日本基準では「監査上の取扱い」が、不動産開発事業支出金について同様の趣旨を規定している。</p>
<p>(3) 資産化利率</p> <p><u>運用される利率は一般的に妥当なものであること</u></p> <p>支払利子の原価算入は、その資金源泉別に実際に発生した支払利子を、その開発工事に算入することが建前であるが、その企業の開発事業のために平均的な借入利率によることもできる(監査上の取扱い、Ⅱ、2)。</p>	<p>(3) 資産化利率</p> <p>一般目的で借り入れた資金のうち、適格資産の取得に用いられた部分にかかる資産化適格費用額は、当該資産の取得に要した支出に資産化利率を適用して決定されなければならない。この資産化利率は、適格資産取得目的の特定借入金を除いた、当期中の借入金残高に対応する借入費用の加重平均率でなければならない。当期中に資産化された借入費用額は、当該期間に発生した借入費用額を超えてはならない(IAS23, para.17)。</p>	<p>(3) 資産化利率</p> <p>ある会計期間において資産化される額は、当該資産のための累積支出額の当該期間中の平均額に対して利率(資産化利率)を適用して決定される。ある会計期間において使用される資産化利率は、当該期間の借入金に適用されている利率に基づかなければならぬ。もしある企業の資金計画において、個別の新規借入金と適格な資産が関連している場合には、当該企業は、当該資産に対する平均累積支出額のうちその借入金額に達するまでの部分に適用される資産化利率として、その借入金の利率を用いることがで</p>	<p>国際会計基準は、適格資産に関連する特定の借入金には、当該借入金の利率、それ以外については当期中の借入残高の加重平均利率を使用するとしている。</p> <p>米国基準では、ある企業の資金計画において、個別の新規借入金と適格な資産が関連している場合には、当該企業は、当該資産に対する平均累積支出額のうちその借入金額に達するまでの部分に適用される資産化利率として、その借入金の利率を用いることがで</p>

参考資料 3

		<p>までの部分に適用される資産化利率として、その借入金の利率を用いることができる。当該資産に対する平均累積支出額が、その資産と関連している個別の新規借入額を超過している場合には、その超過額に適用される資産化利率は、企業のその他の借入金に適用されている利率の加重平均によらなければならぬ(SFAS34, para.13)。</p>	<p>きるとしている。個別の借入金の利率を優先して用いるべきかどうかは必ずしも明確にされていない。</p> <p>日本基準では、「監査上の取扱い」が、適用される利率は一般的に妥当なものとし、資金源選別に実際に発生した支払利子を原則としている点では国際会計基準と共通しているが、特別な借入金に係る借入費用を優先的に使用することまで求めていない。</p>
<p>(4) 資産化期間</p> <p>「連続意見書第三」は、自家建設の固定資産の取得価額への利子算入について、稼動前の期間に属するものに限るとしている(連続意見書第三、第一、四、2)。</p> <p>(参考)</p> <p>「監査上の取扱い」は不動産開発事業支出金の支払利子算入期間について以下のように規定している。</p> <p>○原価算入の期間は開発の完了までとすること</p> <p>支払利子の原価算入の終期は、そのものが工事を完了して販売可能な状態になった時点までとすることが健全かつ合理的である(監査上の取扱い、Ⅱ、3)。</p>	<p>(4) 資産化期間</p> <p>(資産化の開始)</p> <p>適格資産の原価の一部となる借入費用の資産化は、次の時点で開始しなければならない(IAS23, para.20)。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資産にかかる支出の発生 b. 借入費用の発生 c. 資産を意図した使用または販売するため必要な活動の進行 <p>(資産化の停止)</p> <p>借入費用の資産化は、開発活動が中断されている期間中は停止されなければならない(IAS23, para.23)。</p>	<p>(4) 資産化期間</p> <p>(資産化の開始)</p> <p>資産化期間は3つの状況が存在するときに開始する(SFAS34, para.17)。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 資産に対する支出が行われたこと b. 資産を予定した利用のために準備するのに必要な活動が進行中であること c. 利息費用が発生していること <p>利息の資産化は、これら3つの状況が存在する限り続けられなければならない。</p> <p>(資産化の停止)</p> <p>もし企業が、資産取得に関連するすべての活動を実質的に中止した場合には、利息の資産化は活動が再開されるまで中止しなければならない。しかしながら、一時的な活動の中止、外部的要因による中断および資産取得</p>	<p>資産化の期間については、国際会計基準、米国基準に差異はない。</p> <p>日本基準では、始期については明らかでないが、終期については稼動、開発の完了とされており国際会計基準、米国基準との差異はない。</p>

参考資料 3

<p>○正常な開発期間の支払利子であること</p> <p>予期し得なかった事態の発生により、開発の工事が異常に延びることとなった場合、開発計画の変更によって、開発工事が中止されたような場合等の、正常でない期間の利子は原価算入すべきでない(監査上の取扱い、Ⅱ、5)。</p> <p>○開発の着手から完了までに相当の長期間を要するもので、かつ、その金額の重要なものであること</p> <p>支払利子を原価に算入する開発工事の対象は、長期かつ金額の重要な大型プロジェクトに限定すべきで、その具体的な基準については、各企業が実体に応じて定めるべきものである(監査上の取扱い、Ⅱ、5)。</p>	<p>(資産化の終了)</p> <p>適格資産を意図した使用または販売可能にするための活動の実質的な完了時点で、借入費用の資産化を終了しなければならない(IAS23, para25)。</p> <p>適格資産の建設が部分的に終了し、たとえ他の部分の建設が継続中であっても、完成した部分の使用が可能になった場合には、当該部分を意図した使用または販売可能にするために必要とする活動の実質的な完了時点で借入費用の資産化を終了しなければならない(IAS23, para.27)。</p>	<p>過程での必然的な遅延の場合には、利息の資産化を中止する必要はない(SFAS34, para.17)。</p> <p>(資産化の終了)</p> <p>資産が実質的に完成し、予定した利用のための準備ができあがった時点で終了する。資産が部分完成し、完成部分だけで予定した使用に供し得る場合には、完成部分について利息の資産計上を中止する。一方、計画全体が完成するまで予定した使用に供し得ない場合には、完成部分についても計画全体が完成するまで利息の資産計上を継続する(SFAS34, para.18)。</p>	
--	---	---	--

注)「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」の位置付け

企業会計原則は狭義の「企業会計原則」の他、企業会計審議会からの各種意見書などが含まれるものとされている。

したがって、「企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書」も企業会計原則の中に含まれることになる。

(2) 日本道路公団 財務諸表検討委員会 「中間整理」(平成 15 年 6 月) における取扱い

6.2.6.1 償却資産

- 償却資産に係る建設中の金利は、資産原価に算入する。

(理由)

1. 一般に公正妥当と認められた企業会計の基準によれば、資産の取得のために調達した借入金等の金利で、当該資産の稼動開始前の期間中に発生した金額については、これを資産原価に算入することができるものとされている。なお、米国の会計基準や国際会計基準等でも、建設中の金利は、資産原価への算入を強制ないし許容されている。
2. 建設中の金利を資産原価に算入する考え方は、建設中の金利は減価償却を通じて稼動後の収益に対応させるべき費用であるという費用収益対応の原則によるものである。仮に、建設期間中に費用として計上すると、収入がないため自動的に損失が計上され、また、投資の一部が資産計上されないことから、将来の期間において減価償却費の過少計上に伴う利益の課題計上につながることになる。公団の道路資産の建設は長期的な事業への投資であり、建設中の金利の費用計上に伴う一時的な損失の計上とその後の利益の課題計上につながる会計処理は、適切な業績評価を誤らせることになりかねない。
3. また、建設中の金利を供用前において費用に計上し、これを料金決定に反映させる場合には、未だ当該道路から便益を享受していない現在の利用者に、過大な料金負担を強いることになる。建設中の金利を資産原価に加算し、減価償却を通じて回収することとすれば、供用後の将来の受益者から料金徴収を通じて金利を回収することになる。このように、現在の利用者と将来の利用者による世代間の負担関係を考えた場合、建設中の金利を資産原価に算入し、供用後の受益者たる将来の利用者が負担することが、世代間の公平な負担につながることになる。

6.2.6.2 非償却資産

- 非償却資産については、減価償却が行われないため、建設中の金利を資産原価に算入した場合には、金利の回収ができないことから、金利を資産原価に含めず、当該金利が発生した期間の費用として処理する。

(算出方法)

- 建設期間は、道路の建設着手（高速道路は施行命令、一般有料道路は事業許可）から開通まで平均的に 10 年を要する

参考資料 3

ことから、現在から 10 年前に遡って建設を開始したものと仮定する。適用利率は、仮定した 10 年間の投資年度ごとの借入金残高平均金利を用いる。

- 年度ごとの投資パターン比率から、年度別の再調達原価（建設中の金利を除く）の累計額を算出し、それぞれに対応する各年度の適用利率を乗じて合算し、建設中の金利を算出する。

（日本道路公団の実際の算出方法）出典：日本道路公団 民間企業並財務諸表検証業務報告書

- ① 過去 5 年間に開通した高速道路の実施計画当初認可時から供用開始時までに要した期間の平均が約 10 年であったことから、同時期に丁度 10 年の期間を要した道路（17 道路）についての年度別の投資実績を調査し、平均的なパターンを作成した。
- ② ①により作成した、10 年間の投資パターンが直近の 10 年間（平成 5 年度から平成 14 年度）にあてはまるものと想定し、当該期間の借入金等残高平均金利を用いて建設中の金利に関する比率を算出した。
注 1) 各年度における投資については、年度中央において実施されたものと仮定して計算を実施した。
注 2) 建設中の金利に関する比率の算定にあたっては、前年度以前の利息から発生する利息（複利分）については考慮しないこととした。
- ③ 借入金等残高平均金利については、資金コストを使用した。資金コストは、（J H 負担金利） / （総資金平残）によって算出される数値である。